令和4年2月定例会議事日程

令和 4 年 2 月 1 日 午後 1 時 3 0 分開会

開会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課1月行事報告

第 5 議 案

第5号議案 島原市立小・中学校の新しい学校の在り方について 第6号議案 令和3年度有馬スポーツ賞の交付について

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 そ の 他

- (1) 報告事項
 - ① 2月行事予定表
- (2) その他

島原市教育委員会

議 案 集

第5号議案 島原市立小・中学校の新しい学校の在り方について 第6号議案 令和3年度有馬スポーツ賞の交付について

令和4年2月1日 定例会

第5号議案

島原市立小・中学校の新しい学校の在り方について

島原市立小・中学校の新しい学校の在り方を別冊のように策定する。

令和4年2月1日提出

島原市教育委員会 教育長 森本 和孝

提案理由

「島原市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱」第 1条及び第2条の規定に基づき、島原市立小・中学校適正規模・適正 配置の基本方針となる「島原市立小・中学校の新しい学校の在り方」 を策定するため、提出するものである。

別紙 (参考資料)

島原市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱 抜粋

(設置)

第1条 島原市立小・中学校(以下「学校」という。)における児童生徒数の推移や地域の実情等を鑑み、今後の本市における学校の適正規模・適正配置について総合的な検討を行うため、島原市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、島原市教育委員会(以下「教育委員会」という。) に意見を述べるものとする。
 - (1) 学校の適正規模に関すること。
 - (2) 学校の適正配置に関すること。
 - (3) その他教育委員会が必要と認める事項

第6号議案

令和3年度有馬スポーツ賞の交付について

令和3年度(第41回)有馬スポーツ賞を別紙の者に交付することについて、承認を求める。

令和4年2月1日 提出

島原市教育委員会 教育長 森本 和孝

提案理由

島原市スポーツ振興基金条例第4条第1項の規定により、令和3年 度有馬スポーツ賞を交付しようとするものである。

令和3年度 第41回 有馬スポーツ賞受賞者一覧

個人の部

Š.	压名		世別	種目	在籍校学年	成績(受賞理由)
П	北	お心	田	ラグビーフットボール	第三中学校 3年	〇第27回全国ジュニア・ラグビーフットボール大会(長崎県選抜) 出場〇第22回ジュニア・ラグビー九州ブロック大会(長崎県選抜) 準優勝
2	^{大118} 水田	7.1 其優	女	水淡	第五小学校 6年	〇とびうお杯第36回全国少年少女水泳競技大会 女子100m背泳ぎ 出場 〇2021年度第15回長崎県学童水泳大会 小学6年生女子100m背泳ぎ 優勝 〇2021年度第26回長崎県ジュニア秋季水泳競技大会兼2021年度第44回全国 JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会長崎県予選会 11~12歳女子50m自由形 優勝、11~12歳女子50mバタフライ 優勝、11~12歳女子200m 自由形 優勝
က	洲	巡	里	水泳	第三中学校 3年	〇第26回長崎県スプリント選手権水泳競技大会 13~14歳男子20m平泳ぎ 優勝
4	大禅	當羽那	女	ソフトテニス	三会小学校 6年	○第26回九州小学生ソフトテニス選手権大会 女子団体(長崎県選抜) 第3位
ည	漢部	結衣梨	女	ソフトテニス	第三小学校 6年	〇第26回九州小学生ソフトテニス選手権大会 女子団体(長崎県選抜) 第3位
9	四四略		女	丁郵	第一中学校3年	〇令和3年度全国中学校体育大会第48回全日本中学校陸上競技選手権大会 出場
7	井上	城太郎	野	ベレーボール	有明中学校 3年	〇JOCジュニアオリンピックカップ第35回全国都道府県対抗中学バレーボール大会(長崎県選抜) 出場
∞	* * **	斑斑斑斑	野	剣道	有明中学校 2年	〇令和3年度長崎県中学校剣道競技新人大会 男子個人 優勝
9	 ぐ ぐ 様		¥	相撲	第一中学校	○第18回全日本中学生女子相撲大会 個人戰重量級75kg以上 準優勝 ○令和3年度長崎県相撲選手権大会 中学生女子個人 優勝
	- 1			米道	<u>#</u>	〇令和3年度長崎県中学校柔道競技新人大会 個人戦女子70kg超級 優勝

団体の部

【参考】

○島原市スポーツ振興基金条例(抜粋)

(運用)

- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、島原市一般会計歳入歳出予算に計上し、収益の範囲内でスポーツ賞及び奨励金を交付する。
- 2 前項の規定により交付した後、剰余を生じたときは、基金に編入するものとする。
 - ○島原市スポーツ振興基金条例施行規則(抜粋)

(表彰)

- 第4条 表彰は、島原市教育委員会が行う。
 - 2 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

島原市立小・中学校の新しい学校の在り方 (案)

島原市教育委員会

はじめに

- 1 本市の沿革と小学校、中学校
- (1)本市の沿革
- (2) 本市小学校の沿革
- (3) 本市中学校の沿革
- 2 本市における児童・生徒数の推移と学校規模
- (1) 少子化による児童生徒数の減少
- (2) 学校の小規模化の進行
- (3) 学校規模における教育活動の特徴
- 3 本市の財政状況と公共施設等総合管理計画
- 4 学校規模の適正化
- (1) 学校規模の適正化の必要性
- (2) 法令等による学校規模
- (3) 本市における「望ましい学校規模」
- (4) 望ましい学校規模のとらえ方
- (5) 学校規模の適正化の対象となる学校
- 5 学校の適正配置
- (1) 通学距離においての配慮事項
- (2) 法令における通学距離
- (3) 本市の校区
- (4) 本市における通学距離の現状
- (5) 各学校間の距離(道のり)
- 6 学校規模の適正化と適正配置の実施
- (1) 学校規模の適正化と適正配置に関する基本的な考え方
- (2) 具体的実施方法
- (3) 実施にあたっての視点
- (4) 学校規模の適正化・適正配置を進める上での留意点
- 7 学校施設の活用
- (1) 学校施設の現状
- (2) 学校施設の活用の現状
- (3) 学校施設の有効的活用について おわりに

はじめに

わが国の学校教育の特徴は、人格の完成を目指すという教育の目的を達成するため、学習活動のみならず児童生徒の人間的な成長をめざすため、学級経営や生徒指導という諸外国には特異と思えるような分野まで担当していることであろう。

このため、児童生徒の教育を行うに当たって、学校や学級の存在はきわめて大きなものである。 しか しながら、急速に進む少子化により、児童生徒数は減少し、学校の小規模化が進んでいる

現状がある。このことが、児童生徒の教育に与える影響は少なくない。さらに、人口減少や少子 高齢化の進展により、税収の減少が予測される一方、社会保障費は年

々増加の傾向にあり、学校施設の維持管理や更新にかかる費用が、市の財政に大きな負担となる ことが予想される。これらのことを踏まえ、本市として、学校の適正規模及び適正配置を検討す ることとした。

また、地域住民と協力態勢を構築しながら学校を運営するコミュニティスクールの導入が進められている中、学校を中心とした新たな地域コミュニティの創生も指摘されている現状を鑑みると、学校施設の有効活用の在り方も合わせて検討することとした。

1 本市の沿革と小学校、中学校

(1) 本市の沿革

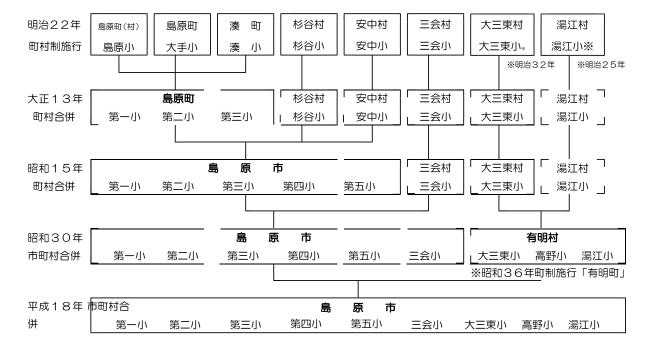
明治22年の町村制施行により、本市にもいくつかの「町」や「村」が誕生しているが、このうちの「島原町」「島原村」「湊町」が大正13年に合併し、「島原町」ができた。

その後、「島原町」は、昭和15年に「杉谷村」と「安中村」と合併し、市制を施行し「島 原市」となり、さらに、昭和30年には「三会村」と、そして平成の大合併の平成18年には「有明町」と合併し、現在に至っている。

(2) 本市小学校の沿革

本市小学校の沿革は市の沿革と大いに関係しており、以下のようになる。

明治22年以前は、各町村ごとに小学校が複数存在する



以上のように、市町村合併による学校名の変更はあったものの、創立以来、存続していることから、学校に対する地域住民の愛着は大きいものがある。

(3) 本市中学校の沿革

本市には、5つの中学校が存在するが、有明中(昭和35年大三東中と湯江中が統合)以外は、昭和22年開校となっており現在に至っている。

第一中学校が県立農業高等学校の新設に伴い、昭和27年に移転した後も校区の変更が行われておらず、第二小学校の児童は第一中学校と第二中学校に分かれて進学する現状がある。

2 本市における児童・生徒数の推移と学校規模

(1) 少子化による児童生徒数の減少

本市の児童生徒数は、新市街地の誕生により、集合住宅の建設が進み第一小学校のみが若 干増加傾向にあるものの、従前と比較すると出生数の減少により大幅に減少しているのが現 状である。

小学校の児童数 2,308人(令和3年5月現在)

※昭和32年(ピーク時) 9,314人の24.8%に減少

中学校の生徒数 1,112人(令和3年5月現在)

※昭和32年(ピーク時)3,295人の33.7%に減少

(2) 学校の小規模化の進行

本市においては、児童生徒数が減少しているにも関わらず、学校数は変わらないことから、 総体的に学校の小規模化が進んでいる。

令和3年4月現在では、小学校、中学校の学級数による規模は以下のとおりである。

※学級数の区分けについては、平成27年1月27日「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」(文部科学省)を参考にした。

①小学校 (普通学級のみ)

学校数 割合

5学級以下(極小規模校)	長貫分校	1	10.0%
6~11学級(小規模校)	第二小、第四小、三会小、大三東小、高野小、湯江小	6	60. 0%
12~18学級(望ましい学校規模)	第一小、第三小、第五小	3	30.0%
19~24学級(望ましい規模を超える)		0	0

11学級以下の小規模校が全体の3分の2の6校ある。これらの学校においては、小学校入学から卒業までクラス替えがなく、6年間同一集団で生活する学年がある。

また、現在12学級の学級編制である第三小、第五小においても児童数の減少は続いており、11学級以下の学校になる可能性は高い。

②中学校 (普通学級のみ)

学校数 割合

2学級以下(極小規模校)		0	0
3~8学級(小規模校)	第二中 第三中 三会中 有明中	4	80. 0%
9~18学級(望ましい学校規模)	第一中	1	20. 0%
19学級以上(望ましい規模を超える)		0	0

中学校においては、クラス替えが可能となる1学年2学級を有している学校が多いが 9学級を超えないと教員配置の関係からすべての教科の担当が配置されない可能性がで てくる。

③今後の児童生徒数の予測以下の表は、本市が今後人口減少対策(島原市まち・ひと・しごと総合戦略)を講じ

ることによる人口減少の推移と、国立社会保障・人口問題研究所が推計した人口減少の 推移を比較したものである。

人口減少の状況は違うにせよ、今後学校規模はますます小規模化していことは避けられない状況であり、文部科学省が示している「望ましい学校規模」に該当する学校は、 島原市まち・ひと・しごと総合戦略の予想と国立社会保障・人口問題研究所の予想の中間値をとった場合においては、小学校1校、中学校は0校となる。

	島原市まち	5・ひと・しご	と戦略の推計	国立社会例	R障・人口問題研	T究所推計
	H22 (2010)	R15 (2035)	R40 (2060)	H22 (2010)	R15 (2035)	R40(2060)
第一小学校	466	399	355	466	339	216
第二小学校	288	247	219	288	210	134
第三小学校	393	337	299	393	286	182
第四小学校	178	153	135	178	130	83
第五小学校	412	353	314	412	300	191
三会小学校	287	246	218	287	209	133
大三東小学校	304	261	231	304	221	141
高野小学校	86	74	65	86	63	40
湯江小学校	311	267	237	311	226	144
小学校計	2725	2335	2074	2725	1984	1264
第一中学校	421	361	320	421	306	195
第二中学校	277	237	211	277	202	129
第三中学校	215	184	164	215	157	100
三会中学校	159	136	121	159	116	74
有明中学校	384	329	292	384	280	178
中学校計	1456	1248	1108	1456	1060	676
小•中学校計	4181	3583	3182	4181	3044	1940

※三会小は長貫分校を併せた児童数

(3) 学校規模における教育活動の特徴

本市においては、今後大規模校が出てくる可能性が低いことから、検討しなければならないのは、小規模校(小学校11学級以下、中学校8学級以下)への対応である。ここで、小学校、中学校における小規模校における教育の特徴を整理する。

①小学校における小規模校の教育の特徴

		_
	メリット	デメリット
児童の	○教員の目が行き届きやすくきめ細か	〇コミュニケーション能力をはじめとした社
学習環	な指導を受けやすい。	会性が育みにくい。
境	○授業や学校行事で個人が活躍できる 機会が多い。 ○児童相互の交流が深まりやすい。	○個人間や学級間での競争が発生しにくく、 競争心や向上心が生まれにくい。 ○クラス替えができず、同一集団で長期間過
	〇縦割り活動(異学年交流)が自然と 発生しやすい。	ごすこととから、児童相互間の人間関係が 固定化されるおそれがある。
		〇音楽や体育など実技を伴う集団での活動が 制限される。
		〇運動会の種目など、行事が制約されること がある。
教員の 学校運	○多くの児童の情報を全教職員が把握 できる。	○経験年数、専門性、男女など、バランスの 良い教員配置ができにくい。
営	○教員相互の意志疎通が図りやすい。 ○学校、地域、保護者間の連携が図り	〇校務分掌等、教員一人一人の負担が大きく なる傾向がある。
	やすい。	○教科担任制が導入しにくい。
	○施設設備の活用に制限がかかりにく い。	

②中学校における小規模校の教育の特徴

	メリット	デメリット
生徒の学習環境	○教員の目が行き届きやすくきめ細かな指導を受けやすい。○授業や学校行事で個人が活躍できる機会が多い。○生徒相互の交流が深まりやすい。	 ○コミュニケーション能力を初めとした社会性が育みにくい。 ○個人間や学級間での競争が発生しにくく、競争心や向上心が生まれにくい。 ○生徒間の人間関係に広がりが期待できず、固定化される傾向がある。 ○部活動の種目数に制限がかかり、生徒のニーズに応えにくい。 ○免許外指導など、専門的な指導を受けられないケースが生じる。 ○音楽や体育など実技を伴う集団での活動が制限される。 ○体育大会の種目など、行事が制約されることがある。
教員の 学校運 営	○多くの教職員で生徒の情報が共有でき、生徒指導がしやすい。○教員相互の意志疎通が図りやすい。○学校、地域、保護者間の連携が図りやすい。○施設設備の活用に制限がかかりにくい。	○経験年数、教科などの専門性、男女等、バランスの良い教員配置ができにくい。○校務分掌、部活動等、教員一人一人の負担が大きくなる傾向がある。○複数学年の指導や免許外の指導をするなど教員の負担が大きくなる。○教員に生徒を固定化した見方で指導するおそれが生じる。

3 本市の財政状況と公共施設等総合管理計画

本市が所有する全施設の将来の整備費等について、財政シミュレーションを行った場合、持続可能で健全な維持管理を実現するためには、今後(平成29年度以降)40年間において更新等費用及び維持管理費用で約350億円の削減が必要となることが見込まれた。

このことを施設保有量で換算した場合、約43%(延べ床面積:約10万3千㎡)を40年間で削減する必要があり、10年間で換算した場合、約10%(延べ床面積:約2万4千㎡)の削減が必要となる。

これらを踏まえて、平成29年において公共施設等総合管理計画を、平成30年に個別施設 計画を策定した。

4 学校規模の適正化

(1) 学校規模の適正化の必要性

文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」において、「児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。」と学校規模の適正化を検討するように求めている。

学校は、将来にわたって生きていくための学力を身に付けさせるとともに、集団生活の中でよりよく生きていくための社会性を培うことも担っている。そのためには、知的、社会的な学びを保障するための教育環境が整備されなければならない。その重要な環境整備の一つとして学校規模が考えられるが、教育の成果をあげるためには、一定の学校規模を確保する必要がある。

(2) 法令等による学校規模

①学校教育法施行規則(昭和22年省令第11号)

「12学級以上18学級以下を標準とする。」ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない。(第41条) ※中学校も準用(第79条)

②義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 (昭和33年省令第189号)

(適正な学校規模の条件)

「学級数がおおむね12学級から18学級までであること」(第4条第1項第1号)

「通学距離は、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内」

(第4条第1項第2号)

「統合の場合は、12学級から24学級とする。」(第4条第2項)

③「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)

小学校では、全学年でのクラス替えが可能となることなどから、12学級以上、中学校においては、 免許外指導をなくしたり、同学年に複数教員を配置できることから、9 学級以上を確保することが望ましい。

④長崎県少人数学級編制基準 <参考> ※令和3年度から小学校は年次的に35人学級へ

摘要	学 年	1 学級あたりの児童生徒数
小学校	1 年生	30人
	2年生	35人
	3~5年生	40人 (35人)
	6年生	35人
中学校	1 年生	35人
	2・3年生	40人

⑤公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条(R3の段階)

小学校 1・2年生35人 3~6年生40人 中学校 全学年40人

(3) 本市における「望ましい学校規模」

本市における「望ましい学校規模」を上記法令や、学校規模における教育活動の特徴をふ まえ以下のとおりとする。

〇小学校 12学級~18学級(普通学級の数)

〇中学校 9学級~18学級(普通学級の数)

○小学校

学 校 規 模	学級数(普通学級)
極小規模校	5学級以下
小規模校	6学級~11学級
望ましい学校規模	1 2学級から1 8学級
大規模校	18学級以上

○中学校

学校規模	学級数(普通学級)
極小規模校	2学級以下
小規模校	3学級~8学級
望ましい学校規模	9学級から18学級
大規模校	18学級以上

(4)望ましい学校規模のとらえ方

本市に存在する小規模校のメリットを生かしながらも、デメリットの解消に視点を充てて、 以下 の条件をすべて満たす学校を「望ましい学校規模」とする。

<小学校>(12~18学級)

 ○学校全体で充実した教育活動が展開できること 多様な学習形態(全教科)、集団活動の充実(体育、音楽等) 学校行事(運動会等)の充実
 ○人間性や社会性の育成を図ること 人間関係の広がりを期待するとともに、固定化や序列化を防ぐ ためすべての学年でクラス替えができる
 ○教職員研修の充実が図れること 同学年、校務分掌チームなど、複数の教員による支援体制が確保 され、共同研究が可能となり研修の充実を図ることができる

 ○教職員研究が可能となり研修の充実を図ることができる

<中学校>(9~18学級)

- ○学校全体で充実した教育活動が展開できること 多様な学習形態(全教科等)、集団活動の充実(体育、音楽等) 1 学年複数学級 学校行事(体育大会等)の充実 が必要 ○人間性や社会性の育成を図ること 人間関係の広がりを期待するとともに、固定化や序列化を防ぐ 1学年複数学級 が必要 ためすべての学年でクラス替えができる ○全教科の教員配置ができること 免許外教科担当が生じず、授業時間数の多い教科は複数の教員の 9学級が必要 配置が可能となる ○部活動種目が生徒のニーズに応えることがてきること 球技等の団体競技種目の設置が可能となる
- (5) **学校規模の適正化の対象となる学校** 本市が考える望ましい学校規模から外れる学校は、 適正化の対象とする。 小学校11学級以下(第二小、第四小、三会小、三会長貫分校、大三 東小、高野小、湯江小) 中学校 8学級以下(第二中、第三中、三会中、有明中)

5 学校の適正配置

学校の適正配置において、一番考慮しなければならないのは、児童生徒の通学距離である。

(1) 通学距離においての配慮事項

- ①児童生徒の心身への負担
- ②保護者の経済的負担(公共交通機関利用の場合)
- ③児童生徒の安全性の確保
- ④通学に要する時間

(2) 法令における通学距離

児童生徒の通学距離に対して配慮するために以下のような定めがある。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和33年省令第189号) 「通学距離は、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内」(第4条第1項第2号)

この規定を超えて通学している児童生徒を「遠距離通学者」とする。

(3)本市の校区 (別紙参照)

本市は、昭和、平成と合併を重ねて現在に至るが、合併前の旧町村に1小学校(高野小学校は、大三東小学校の分校から独立し本校になっている)があり、これまで統廃合は行われていない。

中学校は、戦後学制改革により本市に6校が創設されたが、そのうちの大三東中学校と湯江中学校は、大三東村と湯江村が合併(昭和30年)して有明村となった後、統合して有明中学校となり、現在は5校である。

(4) 本市における通学距離の現状

本市は、面積が狭いこともあり、それぞれの学校の校区は比較的狭い範囲であり、遠距離通学者(小学校4kmを超える者、中学校6kmを超える者)は、令和3年度は2名である。 (校区外通学者を除く)

(5) 各学校間の距離(道のり)

本市における学校間の距離は次のとおりである。

※以下の図は、統廃合の計画を示すものではない。

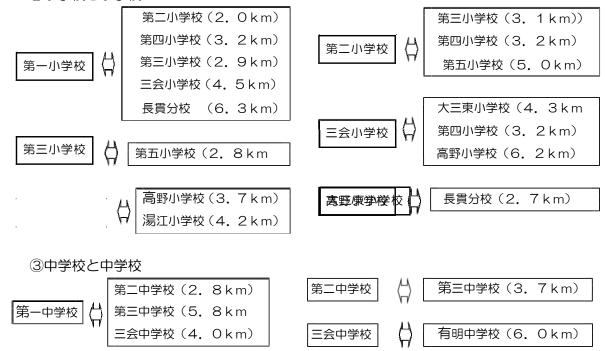
①小学校と中学校

第一小学校(O.1km) 第三小学校(1.0km) 第四小学校(2.9km) 第二小学校(1.9km) 第二中学校 第一中学校 第二小学校(1.9km) 第五小学校(2.4km) 三会小学校(3.5km) 三会小学校(0.7km) 第五小学校(O.7km) 第三中学校 第三小学校(3.0km) 第四小学校(2.1km) 大三東小学校(5.0km) 三会中学校 高野小学校(3.7km) 長貫分校 (2.2km)

高野小学校(3.1km) 湯江小学校(1,4km) 三会小学校(5.7km) 長貫分校(5.2km)

大三東小学校(O.9km)





6 学校規模の適正化と適正配置の実施

(1) 学校規模の適正化と適正配置に関する基本的な考え方

- ①児童生徒の教育効果を最優先する児童生徒の教育効果を高めるために、学校の小規模化に よるさまざまな課題を解決する
 - ことを最優先する。
- ②全市的な視野に立った適正化、適正配置に努める将来的に小規模校化の解消が図れない学校については、全市的な視野に立ち、学校施設
 - の老朽化等の状況を勘案し、隣接学校との統廃合を検討していく。
- ③地域コミュニティの再生にも配慮する本市は、学校を核とした地域づくりが進められてき た長い歴史的背景があり、住民感情

など、それぞれの地域の特性を踏まえるとともに、児童生徒の教育を中心に据えた地域コミュニティ再生についてもていねいな協議を実施する。

(2) 具体的実施方法

- ①学校の統廃合将来的に児童生徒数の増加が見込まれず、小規模化の解消を図ることができ ない場合に
 - は、統廃合を検討し適正化、適正配置を図る。学校の統廃合は、校地の関係から新設による統廃合ではなく、学校の全部または一部を
 - 他の学校に編入する吸収統合とする。
- ②小中一貫校の設置地域性、通学距離等を考慮し、教育効果が期待できると判断される場合 には、小学校、
 - 中学校いずれかの校地に、小学校から中学校まで一貫した教育を実施する「同居型小中一 貫校」を新設することも検討する。

(3) 実施にあたっての視点

①学校施設の老朽化を踏まえた統廃合本市の小・中学校の校舎(普通教室棟・特別教室棟) の築年数は以下のとおりである。

<本市における小・中学校校舎	(普通教室棟	• 特別教室棟)	の築年数>
----------------	--------	----------	-------

築年数(年)	小	学校	中等	学校	小•中学校 計		
	棟数	割合 (%)	棟数	割合(%)	棟数	割合 (%)	
~ 9年	1 4.4		0	0. 0	1	2. 7	
10 ~19年	2	8. 7	2	14. 3	4	10.8	
20 ~29年	2	8. 7	1	7. 1	3	8. 1	
30 ~39年	3	13.0	2	14. 3	5	13. 6	
40 ~49年	8	34. 8	4	28. 6	12	32. 4	
50年 ~	7	30. 4	5	35. 7	12	32. 4	

小学校で築40年を超える校舎は54.5%であり、法定耐用年数については鉄筋コンクリート造の学校施設の場合47年となっているため、半数以上の校舎があと数年で築年数が耐用年数を超えることになる。

中学校は小学校と比較すると少なくはあるが、築40年を超える校舎は50.0%であり、校舎の約半数があと数年で耐用年数を超えることになる。

以上のことから、施設の老朽化に加えて、児童生徒数の将来推計を勘案し、児童生徒の 安全・安心で充実した教育環境を整備するため、改築年を目安として統廃合を検討する。

なお、改築年を待たずして、早期の改築が必要となった場合には、行政、学校、地域などによる総合協議を行いながら改築を行うものとする。

②複式学級発生時の対応

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」 (昭和33年政令第202号)においては、複式学級について次のように定めてある。

〇小学校 二の学年で16人以下 (1年生を含む場合は8人以下)

〇中学校 二の学年で8人以下 (第1条)

本市においては、現段階では複式学級を有する学校はないものの、今後の児童生徒数の減少により、発生する可能性は高い。複式学級は、社会性の育成など、小規模校に起因する課題が顕著となるばかりか、学習

スタイルが特殊になり、教職員の特別な指導技術が求められる。また、グループ活動や異学年交流などの集団活動も困難となる。

以上のことから、今後複式学級を有する学校が存在する場合には、校舎の耐用年数を考慮しないで、統廃合の検討を速やかに始める。

③全学年単学級発生時の対応学校の全学年が単学級(1学級)の場合、複式学級同様、同一 集団で長期間過ごすこと

などから社会性の育成を含み、小規模校の起因する課題が顕著となる。このことから、全 学年単学級が将来的に存続する場合は、校舎の耐用年数を考慮しない

で、統廃合の検討を始める。

④小学校区と中学校区の考え方地域コミュニティの構築を考えた場合、同一小学校で共に学び人間関係を育んできた子

供たちは、同一の中学校に進学することを基本としたい。 したがって、同一中学校区の 小・中学校は、併せて適正配置を検討する。

(4) 学校規模の適正化・適正配置を進める上での留意点

- ①児童生徒の教育効果を最優先すること児童生徒の教育効果を高めるために学校規模の適正 化・適正配置を図る。
- ②保護者、地域住民とていねいに協議すること学校は、地域コミュニティの拠点であると同時に、防災施設の性格も併せ持つことに考慮する。

7 学校施設の活用

(1) 学校施設の現状

本市の学校校舎は、第一小学校(平成23年)、第三小学校(平成24年)、第四小学校(平成12年)を除いて、多くが築40年を越えるものである。したがって、建築当時の児童生徒数に応じた学校規模となっており、少子化が進む現在においては、普通教室に余裕がある。近年、特別支援学級が数多く開設されるようになり、空いている教室を活用しているが、それでも余裕がある場合には、特別な活用目的を持った特別教室に転用して活用しているのが現状である。

①小学校

学校名	普通教室	特別支援	特別教室①	特別教室②	教材室	別棟
第一小学校	17	4	7	3	4	1
第二小学校	10	8	6	5	6	
第三小学校	12	5	9	2	5	1
第四小学校	8	3	5	3	6	
第五小学校	13	4	7	2	6	
三会小学校	9	3	6	4	1	
長貫分校	2					1
大三東小学校	10	4	6	3	2	
高野小学校	6	2	5	0	2	
湯江小学校	7	4	6	5	2	
小学校計	94	37	57	27	34	3

※三会小「普通教室」は分校が本校登校した際の教室も含む

②中学校

学校名	普通教室	特別支援	特別教室①	特別教室②	教材室	別棟
第一中学校	11	2	11	4	3	
第二中学校	6	3	11	6	7	
第三中学校	6	3	6	3	2	1
三会中学校	6	2	7	3	1	1
有明中学校	8	3	8	8	0	1
中学校計	37	12	40	23	6	3

- ※学校設置基準で定められた職員室、図書室、保健室、(校長室)は除く。
- ※「特別教室①」は、校舎建築当初からその目的で造られた教室 「特別教室②」は、普通教室を目的を持った特別教室に転用している教室
- ※「別棟」は、目的を持って増築された建物

(2) 学校施設の活用の現状

「学校施設の活用」の表でわかるように、一般的に言われる「空き教室」は存在しないものの、少人数指導用の教室、外国語のための教室等、現在必要とされている教育に応じた教室として活用しているのが現状である。また、児童生徒が学年単位で活動できるよう教室の壁を取り払い、広いスペースを持った教室へと転用している学校もある。(第一小学校、第二小学校)

学校施設の地域住民の活用については、社会教育の施設として体育館や運動場の貸出を しているのが主であり、校舎の貸出をしている学校は、第一小学校と第三小学校の別棟を 地域 団体に貸し出しているが、極めて少ないのが現状である。

このことは、活用目的に適した部屋がないことと、貸出を目的としたシステムが構築されていないことが理由として考えられる。

学校教育は開かれているものの、学校施設は開かれている状況とは言い難い現状がある。

(3) 学校施設の有効活用について

①学校教育の視点から地域に開かれた学校づくりが求められてから久しい。各学校とも地域の 人や自然や文化

といった教育資源を学校教育に活用するようになっている。学校と地域の垣根は低くなって はいるが、地域団体が学校教育を活用するというところまでには至っていないことから、 学校施 設の活用も進んでいないのが現状である。

児童生徒の授業に支障のない範囲では、地域諸団体の活用を図ることも検討する必要がある。

②地域住民の視点から本市は、旧有明町を除く旧島原市内は各小学校区に公民館が設置されて おり、公民館が

地域活動の拠点となっていることから、集会・会議の場として学校施設を活用するケース は少ない。学校施設を活用するよりも公民館が活用しやすいという意識もあるものと考え られる。

しかしながら、今後公民館の在り方も検討する必要が生じていることから、学校施設の 地域住民への開放について検討する必要がある。

おわりに

本市においては、平成28年度末に「公共施設等総合管理計画」を策定した。厳しい財政面から の施設の見直しは、学校施設も例外ではなく、将来の島原市の子供たちの教

育を充実させるためには避けて通れないものである。また、地域の住民相互の様々な交流が活性化 するなど地域コミュニティの再生のためには、公

民館とともに学校施設を有効に活用することも検討しなければならない。

島原市教育委員会

報告事項

- ○行事報告
- ○行事予定表

令和4年2月1日 定例会

教育委員会 2月定例会 報告事項

[1月] (教育総務課)

\Box	曜日			内 突 並	びに参考事項
	唯口	郑 □ 争 垻			
4	火	仕事始め式	9:00	本庁議場	教育長、次長、各課長
4	火	事業団理事長他新年あいさつ	13:30	教委事務局	教育長、次長、各課長
6	木	島原市消防出初式	9:10	島原文化会館他	教育長、次長
7	金	1月定例教育委員会	13:30	有明庁舎	教育委員、教育長、次長、各課長
7	金	奨学金滞納者個別訪問	17:00	市内	法務専門員、課員
13	木	R4当初予算副市長査定	9:30	本庁庁議室	次長
19	水	テレワークシステム運用訓練(以後毎週水曜)	_	職員自宅	課長
21	金	ハラスメント防止研修	13:30	本庁2A	各課長
24	月	総合教育会議	10:00	本庁2A	教育委員、教育長、次長、各課長
24	月	当初予算にかかる意見書提出	11:15	本庁2A	教育委員、教育長、次長、各課長
27	*	R4当初予算最終内示及び概要説明会魏	13:30	本庁2A	次長、各課長
31	月	島原市表彰審査会	13:30	本庁庁議室	教育長、次長
		【中止等となった行事】			
13	木	第3回教育振興基本計画検討委員会		書面開催	
18	火	公金管理委員会			
30		高規格道路島原道路建設促進大会			

教育委員会 2月定例会 報告事項

[1月] (学校教育課)

	וכת				(于汉教月体)					
\Box	曜日	報告事項	内 容 並 び に 参 考 事 項							
4	火	仕事始め式	9:00	市議会議場	課長、長岡、牟田					
5	水	市町別教育長人事ヒアリング	11:20	県庁	教育長、課長					
5	水	県健康教育研究協議大会引継ぎ(オンライン)	14:00	有明庁舎	林田					
6	木	給食物資指定業者選考委員会	14:00	有明給食センター	長岡					
12	水	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢					
12	水	5歳児健康診査	13:00	島原保健センター	松尾					
12	水	三市学校教育課長会	15:00	霊丘公民館	課長					
13	木	献立案作成会	10:00	有明給食センター	塩田					
13	木	成長発育健診事業第5回打合せ	19:00	島原医師会館	林田					
14	金	安全衛生研修会(オンライン)	13:00	有明庁舎	牟田					
14	金	第2回教育支援委員会	14:00	有明公民館	松尾					
17	月	市町別教育長人事ヒアリング	14:10	県庁	教育長、課長					
17	月	地区初任者研修第2回連絡研修	14:30	有明文化会館	長岡、牟田、林田					
18	火	道徳研修会(オンライン)	13:00	有明庁舎	小鉢					
18	火	会計年度任用職員の再任用にあたっての説明会	15:30	本庁舎	牟田					
19	水	定例教頭会	10:30	杉谷公民館	教育長、課長、長岡、牟田、松尾、林田					
20	木	5歳児健康診査	13:00	島原保健センター	松尾					
21	金	適応指導教室職員面談	9:30	適応指導教室	牟田					
21	金	県教委総務課来庁	10:30	有明庁舎	教育長、課長					
21	金	ハラスメント防止研修(オンライン)	13:30	有明庁舎	長岡、小鉢					
24	月	第1回島原市総合教育会議	10:00	本庁舎	教育委員、教育長、次長、課長					
25	火	学校安全総合支援事業成果発表会(オンライン)	13:00	有明庁舎	小途					
25	火	ハラスメント防止研修(オンライン)	13:30	有明庁舎	課長、林田、塩田					
25	火	三市情報交換会	14:30	杉谷公民館	長岡、牟田					
26	水	生徒指導推進協議会(オンライン)	13:00	有明庁舎	小鉢					
27	木	初任者に係る学校訪問	9:45	三会中	牟田					
27	木	コミュニティ・スクール及び地域学校 共同活動担当者研修会(オンライン)	13:00	有明庁舎	長岡					
27	木	養護教諭部会(オンライン)	14:00	有明庁舎	林田					
28	金	島原市G I GA研修会(オンライン)	14:00	有明庁舎	林田、馬渡、木下					
31	月	第3回長崎県教育の情報化推進協議会 (オンライン)	9:30	有明庁舎	林田					

島原市教育委員会 2月定例会報告事項

【令和4年1月】 社会教育課

В	曜日	報告事項	内容並びに参考事項				
3	В	令和4年島原市成人式	13:30	島原文化会館	教育長、次長、課長ほか		
11	火	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長、藤井、小山、森		
13	木	島原高等女学校創立者頌徳碑について協議(清水様、松尾文保審会長)	11:30	有明庁舎	課長		
14	金	公民館を核とした活力ある地域づくり研修会	10:00	県庁	オンライン開催または後日 YouTubeにて視聴		
19	水	第3回ワクチン接種に係るパソコン予約サポート	10:00	全公民館	公民館主事、各地区市民の方、 デジタル活用支援員		
21	金	島原城総合調査検討会議	13:30	本庁3A	延期		
21	金	薬園跡の薬草教室「だいだいマーマレードづくり」	10:00	旧島原藩薬園跡	中止		
24	月	総合教育会議「公民館のあり方について」	10:00	本庁2A	市長、教育長、教育委員、次長、課長		
26	水	長崎県下全域に「まん延防止等重点措置」適用			期間中新規予約受付停止、 図書館の一部利用制限		
26	水	第3回ワクチン接種に係るパソコン予約サポート	10:00	全公民館	公民館主事、各地区市民の方、 デジタル活用支援員		
26	水	第68回文化財防火デーに伴う消防訓練	10:00	護国寺	中止		
27	木	コミュニティスクール及び地域学校協働活動オンライン研修会	13:30	有明庁舎	藤井(オンライン開催)		
	*	各地区にて高齢者学級〇回「中止7回」(担当	:野口) •	女性学級〇回開催「	中止6回」(担当:松本)		

【付記事項】

7	金	三会地区鬼火	9:30	われん川河川敷	
9		有明、杉谷、白山、安中地区鬼火	10:00	各地	
		森岳、霊丘地区鬼火			中止
22	土	市PTA連合会研修会			中止
22	土	島原文化連盟新年会			延期

教育委員会 2月定例会 報告事項

[1月] (スポーツ課)

<u>[1</u>	<u> </u>				<u> </u>
\Box	曜日	報 告 事 項	内	図 容 並 び	に 参 考 事 項
7	金	九州大会出場選手激励会(島原SC)	15:30	本庁2A会議室	市長、中島班長、林田班長
11	月	宝くじスポーツフェア「ドリーム・サッカー」 打合せ	14:00	文化会館中ホール 陸上競技場	中島班長、土本主事
12	火	施設調整会議	9:30	人工芝グラウンド	中島班長
12	火	大塚製薬との打合せ	14:30	有明庁舎第二会議室	中島班長
13	木	令和6年度高総体準備打合せ	14:00	鳴滝高校	中島班長
15	土	ラグビーとの地域協創を推進する自治体連携協 議会臨時総会	13:00	東京(オンライン)	中島班長
24	月	総合型地域スポーツクラブにおける「登録・認証制度」及び 「ガバナンスコード策定」に係る説明会(オンライン)	14:00	有明庁舎第二会議室	林田班長
		【中止になった行事】			
22	土	第58回長崎県スポーツ推進委員研究大会	13:00	平戸文化センター	林田班長
30	В	第70回郡市対抗県下一周駅伝大会 スターター	11:15	本庁舎前	教育長
		【延期になった行事】			

令和4年 2月行事予定表

太字ゴシック 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席○ 教育次長出席△ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜		学 校 教	育	 <i>課</i>	社	会	教 育	 課	Z	ポ ー	ツ 課	Ħ
1	火	定例教育委員会 13:30 有庁第一 ◎○△				朝のあいさつ	運動 7:30	市内一円◎○	ΟΔ		ソツ年団指導者の 民館大ホール /		イン)
2	水					会計年度任用 △	開職員再任	用面接 9:30	有明公民館				
3	木	財務監査(定期監査)及び行政監査に伴う実地監査 13:30 本庁2B △ 施政方針検討会 13:30 本庁庁議室 ◎○ 長崎県都市教育長協議会 14:00 オンライン ◎											
4	金												
5	±												
6	日		学校給食会職員採用試験二 学校給食センター △	次面接 10:	00 有明								
7	月		定例校長会 9:30 杉谷公民	館 ◎△									
8	火		会計年度任用職員再任用面 △	接 9:15 第	2会議室								
9	水		消防職員意見発表会 10:00	消防本部	Δ								
10	木												
11	金	建国記念の日											
12	±												
13	日												
14	月												
15	火	時代に合った地域コミュニティづくりに関する研修会 13:30 本庁2A ○△				時代に合った 13:30 本庁2 <i>E</i>	地域コミュ. A ○△	ニティづくりに	関する研修会				
16	水	人事評価ピアリング 11:00~ 教育長室 ◎○△	定例教頭会 10:30 杉谷公長	尽館 △						ンライン) 13:3	/協会第3回生涯 30 有明庁舎 <i>[</i> 民体育大会第3 有明庁舎 △	7	
17	木		学校事務共同実施連絡協議 ◎ △	会 15:00 第	一会議室								
18	金	定例教育委員会 13:30 有庁第一 ◎○△	地区別教育長会 10:00 有明	月総合文化会	会館 ◎△								
19	H												
20	日	長崎県知事選挙											
21	月												
22	火					社会教育委員社会教育研究 連絡協議会第	艺大会実行	委員会、社会	バ九州ブロック :教育主事等 ノライン △				
23	水	天皇誕生日		_	_								
24	木												
25	金												
26	±	採用試験2次面接 終日 本庁2A ◎											
27	日												
28	月	三会学校林再入札(国による公売)											
28	月	三会学校林再入札(国による公売)											